

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 25 滋賀県	(2)市町村区分 213 東近江市	(3)所轄庁区分 25213	(4)法人番号 5160005006377	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人布引会	(8)主たる事務所の住所 滋賀県 東近江市 尻無町1170番地3		(9)主たる事務所の電話番号 0748-23-6886		
(12)従たる事務所の住所	(10)主たる事務所のFAX番号 0748-23-6887		(11)従たる事務所の有無 2 無		
(13)法人のホームページURL http://tama-zono.com/	(14)法人のメールアドレス tama-zono@live.jp		(15)法人の設立認可年月日 昭和62年12月10日		
(15)法人の設立認可年月日 昭和62年12月10日	(16)法人の設立登記年月日 昭和62年12月12日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7~8	(2)評議員の現員 7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 14,000		
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-4)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-5)前会計年度における評議員会への出席回数
森川 清 無職	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
松井 善太郎 司法書士	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
日永 喜八 無職	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
荒居 勇 玉緒コミュニティセンター長	R3.6.17 ~ R7.6	1 有	2 無	1
高田 佐介 NPO法人まちの相談室よりそい	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	1 有	1
打越 正雄 農業	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
山田 利夫 サンタファーム経営	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6	(2)理事の現員 6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 169,000	1 特例有			
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注) (3-8)理事の任期	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
間嶋 孝	1 理事長 R5.6.15 ~ R7.6	平成22年3月20日	2 非常勤	令和5年6月15日	敬愛会理事長	2 無
横田 寿人	3 その他理事 R5.6.15 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月15日	税理士事務所代表取締役	2 無
深尾 浄信	3 その他理事 R5.6.15 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月15日	住職	1 有
中嶋 久仁子	3 その他理事 R5.6.15 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月15日	NPO法人理事・日赤奉仕団委員長	1 有
山邊 猛	3 その他理事 R5.6.15 ~ R7.6		1 常勤	令和5年6月15日	施設長	2 無
間嶋 淳	3 その他理事 R5.6.15 ~ R7.6		3 施設管理者	令和5年6月15日	医師	3 職員給与のみ支給
			2 非常勤	令和5年6月15日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	1 有
			2 非常勤	令和5年6月15日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 14,000	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業 (3-4)監事の任期	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日 (3-7)前会計年度における理事会への出席回数
奥野 泰男	無職 R5.6.15 ~ R7.6	2 無	令和5年6月15日
山本 善夫	居宅介護支援専門員 R5.6.15 ~ R7.6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他) 2 無 6 財務管理に識見を有する者(その他)	3 令和5年6月15日 2

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	(2)施設・事業所職員の人数
①常勤専従者の実数 0	①常勤専従者の実数 2
②常勤兼務者の実数 常勤換算数 0.1	②常勤兼務者の実数 常勤換算数 23.0
③非常勤者の実数 常勤換算数 0.0	③非常勤者の実数 常勤換算数 38
	④非常勤者の実数 常勤換算数 18.1

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和5年6月15日	評議員 7 理事 1 監事 0 会計監査人 0	令和4年度決算報告書類及び財産目録の承認について、次期役員を選任について、役員及び評議員等報酬規程の一部改正について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和5年5月31日	4	1	令和4年度事業報告及び令和4年度計算書類並びに財産目録の承認について、次期役員候補者について、定時評議員会の招集について
令和5年6月23日	5	2	理事長の選定について、第三者委員について、居宅介護支援事業管理者変更について
令和5年10月10日	6	2	第三者委員の選考について
令和6年3月7日	4	2	令和5年度第1次補正予算(案)について、令和6年度事業計画(案)並びに予算(案)について、各事業の運営規程の一部改正について、就業規則の一部改正について、給与規程の一部改正について、介護職員処遇改善支援補助金について

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	奥野 泰男
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地										
		④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)				
001	玉園ハイム	01030202	特別養護老人ホーム（介護福祉サービス）				特別養護老人ホーム 玉園ハイム					
		滋賀県 東近江市 尻無町1170-3	3 自己所有		3 自己所有		昭和63年4月1日	50	16,531			
		ア建設費	令和3年3月1日	681,052,753	126,500,000		807,552,753	2,827,700				
001	玉園ハイム	02120401	老人短期入所事業（短期入所生活介護）				ショートステイセンター玉園ハイム					
		滋賀県 東近江市 尻無町1170-3	3 自己所有		3 自己所有		昭和63年4月1日	10	2,274			
		ア建設費					0					
001	玉園ハイム	00000001	本部経理区分				本部					
		滋賀県 東近江市	3 自己所有		3 自己所有		昭和63年4月1日	0	0			
		ア建設費					0					
001	玉園ハイム	06260301	(公益)居宅介護支援事業				ケアプランセンター玉園ハイム					
		滋賀県 東近江市 尻無町1170-3	3 自己所有		3 自己所有		平成27年8月1日	53	704			
		ア建設費					0					

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地										
		④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地										
		④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--	--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	利用者負担額軽減制度事業	施設利用者（東近江市・日野町）
	社会福祉法人等の低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワーク作り）	東近江市法人ネットワーク	東近江市
	東近江市内の各法人（こども・障害・高齢者）との連携会議	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	実習生の受入れ	東近江市
	びわこ学院大学短期大学部・東近江市立聖徳中学校 職場体験・外国人介護職員養成事業実習受入れ	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円）
 (2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計（円）
	③事業内容		⑤の合計（円）	⑥の合計（円）
			0	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
 ①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）
 ②地域公益事業（円）
 ③公益事業（円）
 ④合計額（①+②+③）（円）
 (4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊦財産目録	1 有
㊦事業計画書	1 有
㊦第三者評価結果	2 無
㊦苦情処理結果	1 有
㊦監事監査結果	1 有
㊦附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）
 ②施設・設備に係る公費（円）
 ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分
 ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）
 ③業務内容
 ④費用〔年額〕（円）

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項
 ②実施した改善内容

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	<input style="width: 100px;" type="text"/>
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

監査報告書

令和 6 年 5 月 15 日

社会福祉法人 布引会

理事長 間嶋 孝 殿

監事 山本善夫 
監事 奥野泰男 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

監事監査項目(例)

監査結果: A…適正 B…要改善 C…要即改善
(該当欄に○印)

※用語の定義等詳細は「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(H29.4.27厚労省局長通知[最終改正H30.4.16])別紙「指導監査ガイドライン」参照のこと。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
I 法人連 1. 定款 ・ 登記	① 定款の変更は所定の手続きを経て行われていること。 ② 登記事項が期限までに適正に登記されていること。	○			定款の変更は、所轄庁の認可が必要であり(事務所の所在地の変更、基本財産の増加、公告方法の変更については届出で足りる。)、評議員会の特別決議(※)を得た上で手続きが行われているか (※)議決に加わることのできる評議員の2/3以上(定款で2/3を上回る割合を定めた場合にはその割合)の賛成 登記項目は次のとおり(ア～エは変更が生じた時点から2週間以内、オは6月末日まで) ア 法人名 イ 事務所所在地 ウ 目的 エ 代表者 オ 総資産額 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> } 定款と一致していること。 </div> 資産の総額が、法人単位貸借対照表の「純資産の部合計」、財産目録の「差引純資産額」と一致すること。	
2. 評議員・ 評議員会 (1) 定数	① 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えていること。 ② 欠員が生じていないこと。	○			在任する評議員の人数が、定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているか。 経過措置:平成27年度決算における法人単位事業活動計算書のサービス活動収益が4億円以下の法人は、平成31年度までの間は、評議員の数は4人以上であればよい。 (平成28年度新設法人は、事業規模にかかわらず、経過措置の対象。)	
(2) 評議員の選任	① 定款の定めるところにより「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が選任されていること。	○			評議員の選任手続において、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨が説明されているか。	

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(4) 評議員会の招集・運営	① 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発していること。	<input checked="" type="radio"/>				<p>理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前(又は定款に定めた期間)までに評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知をする方法で行われなければならない。なお、電磁的方法で通知をする場合には、<u>評議員の承諾を得なければならない。</u></p>
	② 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっていること。	<input checked="" type="radio"/>				<p>【理事会の決議により定めなければならない事項】(招集通知に記載しなければならない事項)① 評議員会の日時及び場所、② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨。)</p>
	③ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されていること。	<input checked="" type="radio"/>				<p>毎年6月末日(定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき)までに開催されているか。</p>
	④ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	<input checked="" type="radio"/>				<p>議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の出席が必要。</p>
	⑤ 決議が必要な事項について決議が行われていること。	<input checked="" type="radio"/>				<p>評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる。 【決議が必要な事項】 ①理事、監事、会計監査人の選任及び解任、②理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)、③理事等の責任の免除、④役員報酬等基準の承認、⑤計算書類の承認、⑥定款の変更、⑦解散の決議、⑧合併の承認、⑨社会福祉充実計画の承認、⑩定款に定めた事項</p>
	⑥ 特別決議は必要数の賛成をもって行われていること。	<input checked="" type="radio"/>				<p>評議員会における決議は、出席者の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の賛成をもって行い、特別決議は、議決に加わることができる評議員の2/3(定款で2/3を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成が必要。</p>
	⑦ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないこと。	<input checked="" type="radio"/>				<p>【特別決議によって行われることが必要な議案】 ①監事の解任、②役員等の損害賠償責任の一部免除、③定款変更、④法人の解散、⑤法人の合併契約の承認</p> <p>評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係(評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務(法第38条、民法第644条)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するもの。)を有する評議員が加わることはできない。</p> <p>当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。</p>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(5) 議事録	<p>① 法令で定めるところにより議事録が作成されていること。</p> <p>② 議事録または同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いていること。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されているか。【資料2参照】 定款に議事録署名人が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされているか。 <p>議事録については、評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間、書面又は電磁的記録を備え置く必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評議員会の決議を省略した場合には、評議員全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある。
3. 理事	① 定款に定める員数が選任されていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> 理事の員数は、6人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されているか。
(1) 定数	② 欠員が生じていないこと。	○				
(2) 選任および解任	<p>① 評議員会の決議により選任または解任されていること。</p> <p>② 理事候補者から就任承諾書を徴取していること。</p> <p>③ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当していること。</p> <p>④ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されていること。</p> <p>⑤ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されていること。</p> <p>⑥ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されていること。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> 事前あるいは選任された当日に徴取のこと。 <p>当該法人が複数の施設を設置している場合は、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。</p> <p>「施設」とは、原則として第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。</p>
(3) 適格性	<p>① 欠格事由に該当する者が選任されていないこと。</p> <p>② 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> 理事候補者が「欠格事由に該当しないか」、「各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか」、「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないか」について、確認がされているか。 <p>各理事と特殊の関係にある者【資料1参照】及び当該理事の合計が理事総数の1/3(上限は当該理事を含めずに3人)を超えて含まれてはならない。</p>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
	③ 監事候補者から就任承諾書を徴取していること。 ④ 監事の解任は評議員会の特別決議によっていること。 「社会福祉事業について識見を有する者」および「財務管理について識見を有する者」が含まれていること。 ⑤	○				<ul style="list-style-type: none"> 事前あるいは選任された当日に徴取のこと。
(3) 適格性	① 欠格事由に該当する者が選任されていないこと。 ② 監事のうちに、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないこと。 ③ 暴力団員等の反社会的勢力の者が監事となっていないこと。 ④ 評議員、理事または職員を兼ねていないこと。 ⑤ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっていること。 ⑥ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないこと。 ⑦ 地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないこと。	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 監事候補者が「欠格事由に該当しないか」、「各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか」、「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないか」について、確認がされているか。 【各役員と特殊の関係にある者の範囲】・・・資料1参照 役員(理事・監事)の合計数で判断する。 前年度において、理事会を2回以上欠席している者がいないか。
(4) 職務・義務	① 理事会への出席義務を履行していること。	○				<ul style="list-style-type: none"> 理事会を2回以上続けて欠席している者がいないか。 監事全員が欠席した理事会がないか。
5. 理事会	① 権限を有する者が招集していること。	○				<ul style="list-style-type: none"> 理事会は、各理事(理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事)が招集する。
(1) 審議状況	② 各理事および各監事に対して、期限までに招集の通知をしていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> 理事会の日の1週間前(これを下回る期間を定款で定めた場合であってもはその期間)までに通知されているか。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
						④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ) ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(1) 報酬	② 理事・監事の報酬等の額が定款または評議員会の決議によって定められていること。	○				定款に理事・監事の報酬等の額の定めがない場合には、 <u>評議員会の決議によって定められているか。</u>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
						<p>職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。</p>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
						<p>社会福祉協議会(社会福祉施設を運営するものを除く。)及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。(市町村及び地区社会福祉協議会にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えない。)</p>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
Ⅲ 管理						
1. 人事管理	① 重要な役割を担う職員の選任および解任は理事会の決議を経て行われていること。 ② 職員の任免は適正な手続きにより行われていること。	○				
2. 資産管理						
(1) 基本財産	① 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されていること。 ② 当該不動産の所有権の登記がなされていること。 ③ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないこと。(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合および同機構との協調融資にかかる場合を除く) ④ 基本財産の管理運用は、元本が確実に回収できるものにより行われていること。	○				<p>法人が運営する施設の用に供する不動産登記簿謄本と、定款・財産目録記載の基本財産の内容とが合致しているか。</p> <p>原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>* 基本財産に根抵当権を設定することは認められない。</p>
(2) 不動産の借用	① 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 ② 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。					<p>通所施設について、一定の要件を満たす場合(ガイドラインP53～54参照)は地上権又は賃借権の登記を要さない場合があるが、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。</p> <p>貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。</p>
3. その他	① 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないこと。	○				<p>「特別の利益」：社会通念に照らして合理性を欠く不当な利益の供与その他の優遇をいう。 (例)①法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借 ②法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や貸付(相借)に基き不当な利益を得た社会通念に反しない、総理で行</p>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(2) 社会福祉充実計画	① 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われていること。					
(3) 情報の公表	① 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表していること。	○			<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書） <input type="checkbox"/> 役員等名簿（個人の住所除く） <input type="checkbox"/> 現況報告書 <input type="checkbox"/> 役員等報酬等の支給基準 <input type="checkbox"/> 社会福祉充実計画（充実残額がある場合のみ）	公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行う。 計算書類及び現況報告書については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる。 ・ 最新の内容のものが公表されているか。
	② 法令に定める事項について、備置き、閲覧が可能な状態であること。	○			<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 計算書類 （貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書） <input type="checkbox"/> 計算書類の附属明細書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 事業報告書の附属明細書 <input type="checkbox"/> 監査報告（会計監査報告含む） <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 役員等名簿（個人の住所除く） <input type="checkbox"/> 役員等報酬等の支給基準 <input type="checkbox"/> 現況報告書 <input type="checkbox"/> 事業計画書（定款で作成している場合） <input type="checkbox"/> （社会福祉充実残額）算定シート	・ 最新の内容のものが備置かれているか。
(4) その他	① 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。					第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであること。
	② 福祉サービスに関する苦情解決の取組が行われていること。	○				・ 「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」が設置されていること。 ・ 苦情解決の仕組みを利用者等に周知しているか。 ・ 苦情内容や解決結果を定期的に公表しているか。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
	⑦ 棚卸資産について適正に評価していること。	○				
(2) 資産管理	① 基本財産以外の資産の管理・運用にあたって、安全、確実な方法で行われていること。					株式等(投資信託を含む)を保有している場合、理事会に諮ったうえで取得されているか。
	② 固定資産管理台帳を作成し、適正に管理していること。	○				寄附物品も含め、新たに取得した固定資産が漏れなく計上されているか。
	③ リース取引について、経理規程に基づき、適正に処理されていること。	○				ファイナンス・リース取引について、リース資産およびリース債務に計上し、固定資産台帳にも計上されているか。
	④ その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないこと。	○				処分について、理事会の承認を受けているか。
(3) 引当金	① 債権について徴収不能引当金を適正に計上していること。					
	② 退職給付引当金を適正に計上していること。	○				都道府県等の実施する退職共済制度に加入している場合は、同額の退職給付引当資産が計上されているか。
	③ 賞与引当金を適正に計上していること。	○				
	④ 上記のほか、必要な引当金を計上していること。					役員退職慰労引当金等引当金を計上すべき場合に、必要な引当金が計上されているか。
(4) 純資産	① 基本金について適正に計上されていること。	○				法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金について、適正に基本金として組入られているか。
	② 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されていること。	○				施設および設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等について、積立されているか。 「設備資金借入金元金償還補助金」について、積立されているか。
	③ その他の積立金について適正に計上されていること。					積立額は、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額の範囲内となっているか。 積立の目的を示す名称を付した同額の積立資産を積み立てているか。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
	⑥ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されていること。 ⑦ 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			・【資料6参照】
(2) 附属明細書	① 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されていること。 ② 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			・【資料5参照】
(3) 財産目録	① 財産目録の様式が通知に則していること。 ② 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合していること。 ③ 差引純資産額が貸借対照表の純資産の部の合計と一致していること。 ④ 基本財産が定款と一致していること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
(4) 計算書類の整合性	① 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。 ② 貸借対照表と事業活動計算書の次期繰越活動増減差額及び当期活動増減差額が一致していること。 ③ 貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。 ※一年基準により固定資産または固定負債から振り替えられた流動資産および流動負債、引当金ならびに棚卸資産(貯蔵品を除く)は除く。 ④ 貸借対照表、事業活動計算書において、経年間の整合がとれていること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		流動資産 - 流動負債 (147,369,230) - (9,578,545) =当期末支払資金残高 =(137,790,685)	法人単位だけでなく、拠点区分ごとについても整合がとれているか確認すること。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
8. 契約等	<p>① 契約は、理事長または委任を受けた者により行われていること。</p> <p>② 競争入札の手続きは、経理規程等に基づき適正に行われていること。</p> <p>③ 契約にかかる手続きは、経理規程等に基づき適正に行われていること。</p> <p>④ 随意契約によることができない案件について、随意契約を行っていないこと。</p> <p>⑤ 経理規程に定められた金額基準により随意契約を行う場合、複数の業者から見積りを徴していること。</p> <p>⑥ 継続的な取引について、定期的に契約内容の見直しを行っているか。</p> <p>⑦ 法人印及び代表者印の管理は適切に行われていること。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令等により、委任を受けた者(「契約担当者」)が明確になっているか。また、委任の範囲が明確に定められているか。 ・ 指名業者の選定について理事会に諮られているか。 ・ 予定価格書は適正に作成されているか。 ・ 入札の際、理事長以外の理事、監事等、複数人で立会いしているか。 ・ 経理規程に基づき、契約書が作成されているか。 ・ 随意契約を行う場合、経理規程に定める合理的な理由があるか。 ・ 経理規程に定められた金額基準により随意契約を行う場合、3社以上(予定価格が経理規程に定められた額を超えない場合は2社) ・ 自動更新の条項のある契約について、見直すことなく漫然と継続されていないか。 ・ 管理者を定め、適切に保管されているか。 ・ 公印使用簿を作成するなど、使用について適切に管理されているか。
9. その他	<p>① 法人と関係のない支出がされていないこと。</p> <p>② 法人外部に資金を貸付けしていないこと。</p> <p>③ 立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。</p> <p>④ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、預り金規程に基づき、適正に管理がなされていること。</p> <p>⑤ 債権・債務について、1年基準が適用されていること。</p> <p>⑥ 内部取引は相殺消去されていること。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> ・ 私的な経費への流用が疑われるような支出がないか。(ガソリン代等) ・ 私物化されている社会福祉法人の資産がないか。(自動車、パソコン等) ・ 一時的なものでも認められない。 ・ 利用者の通帳及び印鑑は適切に保管されているか。 ・ また、使用状況の把握・記録がされ、定期的に利用者(家族)へ周知、報告がされているか。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
	③ 継続して指摘を受けている内容がないこと。	○				